

## 公 告

次のとおり、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の６第１項の規定により公告する。

令和７年５月１３日

塩尻市長 百 瀬 敬

### １ 業務概要及び発注者名

- (１) 業務名  
塩尻市新斎場用地選定支援業務委託
- (２) 履行場所  
塩尻市内
- (３) 業務内容  
新斎場用地選定支援業務
- (４) 履行期間  
契約締結日から令和８年３月２５日まで
- (５) 発注者名  
塩尻市長 百 瀬 敬

### ２ 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を申請日から入札日まで全て満たしている者であること。

#### (１) 入札参加資格要件

- ア 政令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- イ 令和７・８・９年度入札参加資格「建設工事に係る測量・調査・設計及び工事監理」のうち、「建築コンサルタント」（「建築コンサルタント（建築設備部門）」のみに申請している者を除く）に申請している者であること。
- ウ 過去１０年間に、斎場建設にかかる用地選定支援業務もしくは基本構想策定業務の受注実績があること。
- エ ３.(４)の申請書等の受付日から７.(１)に規定する入札日までの間において、塩尻市入札参加資格者に係る入札参加停止措置規程（平成２４年塩尻市訓令第５号。以下「入札参加停止措置規程」という。）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。（入札参加資格の認定を受けた後に入札参加停止の措置を受けた場合にあつては、入札参加資格を取り消すものとする。）
- オ 別紙の塩尻市新斎場用地選定支援業務委託仕様書の７. 配置技術者に関する要件を満たしていること。

### ３ 一般競争入札参加資格登録の申請手続

- (１) 当該競争入札への参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を提出し、当該業務に係る一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書等を提出しない者は、当該一般競争入札に参加できないものとする。
- (２) 入札参加資格要件審査書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）
- イ 令和7・8・9年度入札参加資格「建設工事に係る測量・調査・設計及び工事監理」のうち、「建築コンサルタント」（「建築コンサルタント（建築設備部門）」のみに申請している者を除く）に申請したことを証する書類の写し。（申請時の画面スクリーンショット等）
- ウ 過去10年間に、斎場建設にかかる用地選定支援業務もしくは基本構想策定業務の受注実績があることを証する書類の写し。（契約書の写し、業務仕様書等の資料等）
- エ 管理技術者とする者について、過去10年間に斎場建設にかかる用地選定支援業務もしくは基本構想策定業務に携わった実績があることを証する書類の写し。（契約書の写し、業務仕様書等の資料等）

(3) 申請書等の配布

- ア 配布場所  
塩尻市ホームページ <https://www.city.shiojiri.lg.jp/>  
申請書様式を、ダウンロードして使用する。
- イ 配布期間  
令和7年5月13日（火）から令和7年5月27日（火）まで

(4) 申請書等の受付

- ア 受付場所  
塩尻市大門七番町3番3号  
塩尻市企画政策部財政課契約検査係（本庁舎3階）  
メールアドレス [keiyaku@city.shiojiri.lg.jp](mailto:keiyaku@city.shiojiri.lg.jp)  
FAX番号 (0263) 52-1158
- イ 受付期間  
令和7年5月13日（火）から令和7年5月27日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ウ 受付時間  
午前8時30分から午後5時まで
- エ 受付方法  
申請書等は、受付場所へ持参又は郵送等により提出すること。郵送による場合は書留郵便等追跡可能な方法に限り5月26日（月）までに到着しないときは無効とする。
- オ 提出部数 1部

(5) その他

- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された申請書等は、申請者に無断で目的外に使用しない。
- ウ 提出された申請書等は、返却しない。
- エ 申請書等はA4判とする。
- オ 入札参加申請の際に、受け付けた日の収受印を押した申請書の写しを受領書として交付する。郵送により申請書を提出し、受領書の交付を希望する場合は、返送用封筒（切手貼付）を同封すること。

4 確認結果の通知

- 一般競争入札参加資格の確認結果は、令和7年6月3日（火）に申請者に対し、文書を発送することにより通知するものとする。
- 上記の期日を都合により変更する場合は、その旨を申請者に連絡するものとする。

5 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、塩尻市長に対し、その理由について説明を求めることができるものとする。
- (2) (1)の説明を求める場合にあっては、令和7年6月12日(木)までに書面(様式は自由とする。)を持参し、提出しなければならないものとする。
- (3) 書面の提出先  
塩尻市大門七番町3番3号  
塩尻市企画政策部財政課契約検査係
- (4) 塩尻市長は、(1)、(2)及び(3)により説明を求められたときは、令和7年6月17日(火)までに、説明を求めた者に対して、書面により回答するものとする。
- (5) 上記の期日等を都合により変更する場合は、その旨を申請者又は説明を求めた者に連絡するものとする。

6 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問がある場合には、質問を記載した書面を、次のとおり質問書送付先へメール又はFAXで送付するものとする。
  - ア 質問書送付先  
塩尻市企画政策部財政課契約検査係  
メールアドレス keiyaku@city.shiojiri.lg.jp  
FAX番号 (0263) 52-1158
  - イ 受付期間  
令和7年5月14日(水)から令和7年6月5日(木)まで
  - ウ 受付時間  
午前8時30分から午後5時まで
  - エ 質問書等の様式  
任意の様式とするが、質問内容等がよくわかるように具体的に記載すること。
- (2) (1)の質問に対する回答は、質問者へのメール又はFAXによる回答の外、質問及び回答を塩尻市ホームページに掲載する。
  - ア 質問への回答期間  
令和7年5月15日(木)から  
最終回答期限 令和7年6月11日(水)
  - イ 回答閲覧場所  
塩尻市ホームページ  
アドレス：<https://www.city.shiojiri.lg.jp/>
- (3) 上記の期日等を都合により変更する場合は、その旨を入札参加資格者等に連絡するものとする。

7 入札執行日時及び場所

- (1) 入札日時  
令和7年6月18日(水) 午前9時00分
- (2) 入札場所  
塩尻市大門七番町3番3号  
塩尻市役所5階 大会議室

(3) 留意事項

代理人をして入札する場合は、委任状を入札時に提出すること。

(4) 開札日時及び場所

開札は、入札終了時に入札会場において行うものとする。

(5) 上記の期日等を都合により変更する場合は、その旨を入札参加資格者等に連絡するものとする。

8 入札の執行

(1) 入札は、本人又は代理人が出席して行うものとし、書留郵便等による入札の場合は、当該入札の入札回数の条件にかかわらず、入札できる回数は1回とする。書留郵便等により提出された入札書は、入札日の前日までに到着しないときは無効とする。

(2) 入札日において、この公告に示した一般競争入札に参加するために必要な資格を満たしている者以外の者の入札は認めない。

(3) この公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

(4) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか否かを問わず、見積った総価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 一度提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(6) 入札執行回数は2回までとし、2回で落札しない場合は、2回目に最低価格を入札した者によって、その場において2回までの見積を行うものとする。  
2回の見積で落札しない場合は、不落札とする。

(7) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。書留郵便等による入札者がくじ引きの該当となるときは、その者に代わって当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(8) 当該一般競争入札に参加する資格があると確認された者は、入札執行の完了に至るまでは、(7)のくじ引きの場合を除き、いつでも入札を辞退することができる。

9 落札決定方法

予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の制限の範囲内で失格基準価格以上の入札をした者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。（塩尻市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱の規定を適用するものとする。）

10 入札保証金

入札保証金は免除とする。ただし、9の規定により落札者となった者が、当該入札に係る契約を締結しないときは、納付しないものとした入札保証金と同額の金額を納付しなければならない。

11 契約の締結

当該契約については、落札決定の日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に締結するものとする。

12 支払条件等

(1) 前金払の有無

有（請負代金の額の10分の3以内の額とする。）

(2) 支払方法

完了後一括払い

13 債務負担行為の有無

無

14 契約保証金

契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

15 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。無効となった者は、以後の入札に参加できない。

(1) この公告に示した一般競争入札に参加するために必要な資格を有しないと認められる者が入札した入札書

(2) この一般競争入札参加資格登録確認申請に際し、虚偽の申請を行った者が入札した入札書

(3) 同一人がした2通以上の入札書

(4) 金額等記載事項が訂正または書き換えられている入札書

(5) 記名、押印のない入札書

(6) 誤字、脱字等により、意思表示が明確でない入札書

(7) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札書

16 その他

(1) 本業務の一般競争入札参加資格者は、独占禁止法等関係法令等に違反する行為を行ってはならない。

(2) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 本業務の一般競争入札参加資格者は、入札参加資格登録後において、この公告についての不明を理由とした異議の申立てはできないものとする。

(4) 入札参加者は、塩尻市建設工事等競争入札心得を遵守すること。

(5) その他不明な点等については、次の担当部署に照会することとする。

ア 一般競争入札に係る入札契約に関する事項

塩尻市大門七番町３番３号

塩尻市企画政策部財政課契約検査係

電話 (0263)52-7300 (直通)

FAX (0263)52-1158

イ 業務概要等に関する事項

塩尻市大門七番町３番３号

塩尻市市民地域部生活環境課環境係

電話 (0263)52-0744 (直通)

FAX (0263)54-7661